

平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名	U T ホールディングス株式会社
代 表 者	代表取締役社長 若山 陽一
コ ー ド 番 号	2 1 4 6
問 合 わ せ 先	執行役員 経理財務ユニット GM 塚原 進午
電 話 番 号	03(5447)1710

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会において、株式の分割及び単元株制度の採用と定款の一部変更（発行可能株式総数の変更、単元株式数の新設）について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、平成 25 年 6 月 22 日開催予定の第 6 回定時株主総会において「定款一部変更の件」（単元未満株主の権利制限の新設）を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単価の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社の単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。また、株式の流動性を向上させ、投資家の皆様に投資しやすい環境を整えるために、当社株式 1 株につき 200 株の割合をもって株式分割を実施することといたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 6 月 30 日（日）[但し、当日は株主名簿管理人休業日のため、実質的には平成 25 年 6 月 28 日（金）]を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	195,020 株
②株式の分割により増加する株式数	38,808,980 株
③株式分割後の発行済株式総数	39,004,000 株
④株式分割後の発行可能株式総数	160,000,000 株

(3) 分割の日程

基準公告日	平成 25 年 6 月 14 日（金）
基準日	平成 25 年 6 月 30 日（日）
効力発生日	平成 25 年 7 月 1 日（月）

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、当社の資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式数の数

株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 7 月 1 日 (月)

※単元株制度の採用に伴い、平成 25 年 6 月 26 日 (水) をもって、大阪証券取引所における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 7 月 1 日を効力発生日として当社定款の一部を変更いたします。また、これに伴い、平成 25 年 6 月 22 日開催予定の第 6 回定時株主総会に当社定款の一部変更を付議いたします。

(2) 変更の内容

①平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会決議による変更内容 (下線は変更部分)

現行定款	平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会決議による変更
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>800,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>160,000,000 株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
第 7 条～第 37 条 (条文省略)	第 8 条～第 38 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> 第 6 条の変更、第 7 条の新設及びそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、 <u>平成 25 年 7 月 1 日とする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u>

②平成 25 年 6 月 22 日開催予定の第 6 回定時株主総会に付議する変更内容（下線は変更部分）

平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会決議による変更後の定款	第 6 回定時株主総会に付議する定款変更（案）
（新設）	<p>（<u>単元未満株主の権利制限</u>）</p> <p>第 9 条 <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> 2. <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 9 条～第 38 条（条文省略）	第 10 条～第 39 条（現行どおり）
<p>附則</p> <p>第 6 条の変更、第 7 条の新設及びそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 7 月 1 日とする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</p>	<p>附則</p> <p>第 6 条の変更、第 7 条及び第 9 条の新設及びそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 7 月 1 日とする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</p>

【ご参考：配当について】

株式分割の効力発生日は、平成 25 年 7 月 1 日（月）としておりますので、平成 25 年 3 月期期末配当金につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

以上